

IFRS 解釈指針委員会の活動状況

IFRS 解釈指針委員会委員
富士通(株)財務経理本部財務部長兼 IFRS 推進室長

ゆあさ かづお
湯浅 一生

今回は、2013年11月及び2014年1月に行われたIFRS解釈指針委員会（以下「委員会」という。）での主な議論を報告する。委員会では取り扱う案件は多くなっており、極めて多岐にわたっているのだが、今回報告する問題については、筆者の独断で限定的に選択したものである。また、文中、意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えておく。

抛出又は名目的抛出のリターンが保証されている従業員給付制度の測定

この論点は2012年5月の委員会で初めて取り上げられ、その後の委員会で何度か議論してきたのだが、2014年1月の委員会において、最終的に議論を中止することを暫定決定するに至った。全世界で様々な退職後給付制度が開発される中、2011年に改訂されたIAS第19号「従業員給付」での対応は問題があるということで検討してきた案件である。

この問題の背景などは本誌第38号で紹介したので、詳細は参照いただきたいが、例えば抛出額に対して、株価指数に連動したリターンを

得ることを約束した制度があった場合、リターンの最善の見積りを使用してそれが全期間適用されるという前提のもとに退職後給付見込額を予測計算し、その後に当該退職後給付見込額を、IAS第19号第83項¹に従って優良社債の市場利回りをもとに現在価値に割り引いた場合（かつ、株価指数の期待リターンが優良社債の利回りを上回る場合）には、退職後給付債務が過大に評価されるといった弊害が生じる。現行のIAS第19号によれば、そのように測定せざるを得ないのだが、直観に反するといった批判が出ていた。退職後給付についての本格的な基準見直しは、アジェンダ・コンサルテーション2011での検討を踏まえて、長期のリサーチプロジェクトと位置付けられているのだが、こうした問題に、短期的・限定的に何らかの解決策を見出せないかと検討してきたものである。

解決の方向性は、こうした制度の退職後給付債務について、2004年に公表されたIFRS解釈指針案D9号「抛出金又は名目的抛出金に係る約定収益のある従業員給付制度」に沿って、対応する制度資産の公正価値で退職後給付債務を測定しようというものであった。だが、現行

1 退職後給付債務（積立てをするものとししないもの双方とも）の割引に使用する率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の（報告期間の末日における）市場利回りを使用しなければならない。社債又は国債の通貨及び期日は、退職後給付債務の通貨及び見積期日と整合しなければならない。

基準の枠組みの中で、対象となる制度を限定してガイダンスを策定することで、効果的な改善が可能となる範囲を見極めることが難しく、しかもガイダンスを開発する過程で意図せざる結果をもたらすことのないように注意を払わなければならない。こうしたことから、委員の間で対象とする範囲について意見が分かれてしまった。1月の委員会では、関係者からのニーズがある以上もっと検討を継続するべきだという意見を表明する委員もいたが、14名中8名がこのプロジェクトの継続断念に賛成した。こうした状況に対応するためには、もっと広範囲に検討を行うことが必要で、国際会計基準審議会(IASB)のリサーチプロジェクトでの対応が望ましいという結論である。短期的に対応することで実務のばらつきを減少させることができるとは認識しているが、問題の難しさから、委員会としての対応は中断することで、市場関係者からの意見を問うことにした。

「投資企業」(IFRS 第10号等の修正)に関する論点

11月、1月の委員会で継続して議論した論点のいくつかは、2012年10月に公表された「投資企業」として、IFRS 第10号「連結財務諸

表」、IFRS 第12号「他の企業への関与に関する開示」及びIAS 第27号「個別財務諸表」の改訂に係るものであった。

投資企業に関する基準改訂は、ベンチャー・キャピタル、投資ファンドのような一定の要件²を満たす「投資企業」に対して、投資先を支配している場合でも子会社として連結することを免除(実際は禁止)し、その代わりに投資先に対する投資を公正価値によって測定することを求めるものである³。投資ファンドの運営実態に沿った会計処理を求めるもので、ファンド業界の求めに応じたものだと思われる。

基準改訂の適用時期は、2014年1月以降開始する会計年度であるにもかかわらず、委員会に案件が提出された。2回の委員会でも取り扱った論点は4点で、以下のものである。

- ① 投資企業の子会社が投資関連サービスを提供する場合の会計処理
- ② 投資関連サービス・活動の定義
- ③ 投資企業に関する連結免除規定と連結財務諸表の作成に関する免除規定との関係
- ④ 非投資企業の適格投資企業に対する持分法の適用

上記のうち、①～②については、IFRS 第10号の趣旨は明確で、アジェンダとして取り上げない、あるいはより一層明確にするために若干

2 IFRS 第10号 第27項

親会社は、自らが投資企業なのかどうかを決定しなければならない。投資企業は、次のすべてに該当する企業である。

- (a) 投資者から、当該投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得ている。
- (b) 投資者に対して、自らの目的は資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を投資することであると確約している。
- (c) 投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っている。

3 IFRS 第10号 第31項

第32項で述べる場合を除き、投資企業は、子会社を連結してはならず、また、他の企業の支配を獲得した時にIFRS 第3号を適用してはならない。それに代えて、投資企業は、子会社に対する投資をIFRS 第9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

IFRS 第10号 第32項

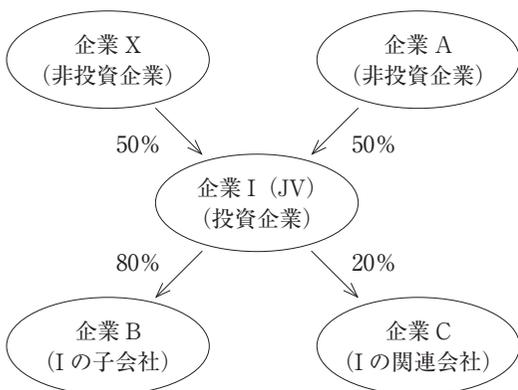
第31項の要求にかかわらず、投資企業の投資活動に関連するサービスを提供する子会社を投資企業が有している場合(B85C項からB85E項参照)には、投資企業は当該子会社を本基準の第19項から第26項に従って連結し、こうした子会社の取得にIFRS 第3号の要求事項を適用しなければならない。

の基準改訂を年次改善の手に沿って対応するといった結論に至った。また、③については、IASBが投資企業に関する基準改訂を行った際にどのような意図を持っていたのかを確認することとなった。ところが④については、委員の中で意見が分かれたので、やや詳しく報告する。

● 投資企業に対する持分法の適用方法

IFRS 第10号第33項⁴によれば、投資企業の親会社は、自身が投資企業でない限り、支配しているすべての子会社を、公正価値測定ではなく、連結することが求められている。

一方、以下のような事例で、投資企業であるI社は連結財務諸表上、子会社の企業B及び関連会社の企業Cのいずれも公正価値により測定することになる（IFRS 第10号31項、及びB85L項）。一方、企業Aは投資企業Iを持分法により取り込むこととなる。



こうした場合の問題は、企業Aの連結財務諸表上、企業Bあるいは企業Cをどのように評価するかである。それぞれを公正価値評価したまま、企業Iを持分法で取り込むのか、ある

いは公正価値ではなく、企業Bを企業Iの子会社として、また企業Cは持分法を適用して、企業Iに取り込んだ上で、企業Aとして連結財務諸表に取り込むべきなのかということである。

スタッフからの提案は後者の考え方で、公正価値評価のまま持分法で取り込むことは認められず、それぞれ子会社、関連会社として企業Iに連結させた上で企業Aに持分法で取り込ませるというものであった。IASBの議論の経緯を鑑みると、公正価値での評価を持分法にまで拡大する意図はなく、また、持分法を適用すると財務諸表に注記しながら、実際の評価は公正価値による会計処理が許容されると、ユーザーをミスリードするリスクがあるためだとする。また、こうした会計処理は、ストラクチャリングの機会ができてしまう恐れもあることを指摘していた。

だが、委員の意見は分かれて、公正価値による評価も認めるべきだという主張も多く、コンセンサスを得ることができなかった。スタッフ見解に反対する意見としては、実務的な難しさを指摘する声が多かった。特に、持分法適用会社（事例では企業I）が公正価値評価している企業Bや企業Cの情報を、企業Aのためにフル連結あるいは持分法に切り替えた上で、企業Aに提供することは極めて困難ではないかという懸念が示された。

この問題は、IASBが取り組んでいるリサーチプロジェクトの1つ、持分法の検討が開始されることから、その検討内容を踏まえつつ、委員会で改めて議論されることとなった。

なお、本件が報告された2月のIASBでは、適用時期が2014年1月からであることを鑑み、再度委員会で検討するのではなく、直接、3月

4 IFRS 第10号 第33項

投資企業の親会社は、投資企業である子会社を通じて支配している企業を含めて、支配しているすべての企業を連結しなければならない。ただし、親会社自身が投資企業である場合を除く。

のIASBで議論されることになったと伺っている。

IAS第1号「財務諸表の表示」に関する論点

本件は、欧州証券市場監督局（ESMA）からの問題提起である。IAS第1号において、定義付けやガイダンスが不足しているために、柔軟性の幅が広く、財務諸表の比較可能性・理解可能性を損なう場合があるという懸念が示された。具体的に以下のような例を挙げている。

- 費用の機能別表示
- 追加の項目、見出し、小計の表示
- 主要な財務諸表に追加の情報を表示すること
- 重要性の適用、要求事項の集約

委員会では、IAS第1号は財務諸表の表示に関する要求事項、構造や最低限の表示内容について概ね記載しており、かつ作成者の判断による一定の柔軟性を許容していることを確認した。一方で表示内容に関する様々な原則や詳細な要求事項も含まれており、こうした原則や要求事項は、財務諸表の透明性を確保するために、柔軟性を制限する意図があることも確認している。委員会として基準の改正や新たなガイダンスを作成する必要はなく、本件はアジェンダとして取り上げないこととしたのだが、IFRIC Updateにこうした原則を示す基準を改

めて記載することになった。

本件に派生して、要求事項の集約については、IAS第34号「期中財務報告」の10項⁵の解釈に関連して議論した。一部の作成者が、期中の要約キャッシュ・フロー計算書に関して、3行のみ（営業、投資、財務活動の小計のみ）の表示を行っている場合があるというのである。スタッフはこうした対応は認められず、基準を改訂して明確化することにより厳格化する提案を行ったのだが、委員会での支持は全く得られなかった。内訳明細を必ず求めようとする基準の変更は、原則主義を逸脱しており、規則主義的な改訂になってしまうという意見が大半を占めた。あくまでも、誤解を招くものとならないように、表示項目の記載について判断すべきであるという原則に基づく対応を求めることが確認された。

今回の問題は、規制当局の要請に応じて、基準設定主体である委員会として何ができるのかといった本質的な問いかけも意識しながらの議論となった。現在開示要求に関する長期的・短期的な取り組みがIASBで実施されており、IAS第1号の限定的な改訂も提案されようとしている。そうした状況の中での問題提起と委員会での議論であった。規制当局としての要請は理解しつつも、基準としての開示・表示のあり方は、委員会を超えて今後広く議論されていくことになる。

5 IAS第34号10項

企業がその期中財務報告書の中で1組の要約財務諸表を公表するときは、その要約財務諸表は、少なくとも直近の年次財務諸表中に掲記された各々の見出し及び小計並びに本基準で要求されている精選された説明的注記を含んでいなければならない。追加の表示項目又は注記も、もしそれらを記載しなかったならば当該要約財務諸表が誤解を招くものとなるときには、記載しなければならない。